

【社員 玉城 祥啓からのご挨拶】

平成26年4月1日から消費税率が8%になりました。消費税増額分を価格に転嫁することの難しさを感じておられる事業者の方も多いのではないのでしょうか。また、3月末までの駆け込み需要の反動で、4月以降の景気の落ち込みが懸念されています。さて、消費税率変更に関しまして細川総合パートナーズはお客様とともに、消費税率アップの対応のための実務対応を進めてまいりました。しかし、日常実務では諸々のQ&Aや解説にあるような教科書どおりに判断できないことも出てくるかもしれません。その際はどうぞご遠慮なく、些細なことでも弊社事務所にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

「今回のトピックス」

<税務>平成26年3月期 法人税申告における留意点

1. 生産等設備投資促進税制の創設

生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備装置需要を喚起する観点から、生産等設備投資促進税制が創設されました。具体的には、

(1) 国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ

(2) 国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加、

した事業年度において、新たに国内において取得等をした機械・装置について30%の特別償却又は3%の税額控除（法人税額の20%を限度）が出来ます。

2. 所得拡大促進税制の創設

個人所得の拡大を図る観点から、企業の労働分配（給与等支給）を促す所得拡大促進税制が創設されました。具体的には基準年度と比較して5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）が出来ます。雇用促進税制との選択適用となります。

3. 雇用促進税制の拡充

雇用の一層の確保を図る観点から、税額控除額を増加雇用者数1人当たり20万円から40万円（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）に引き上げられます。上記、所得拡大促進税制との選択適用となります。

4. 中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小法人の活動を支援するため、年800万円以下の交際費を全額損金算入可能とします。

<労務>産前産後休業保険料免除制度の開始について

平成26年4月より産前産後休業期間中の保険料免除が始まります。

平成26年4月30日以降に休業が終了となる方（平成26年4月分以降の保険料）が対象となります。

<職員より>

大手企業では春闘でベア実施が続々と発表され、景気回復ムードですが、中小企業ではなかなか景気向上感が感じられません。国の本年度予算では、助成金・補助金をかなり手当し、中小企業の設備投資・雇用増加を加速させる方針の様です。弊社でも、顧問先様の助成金手続きに助力出来たらと考えております。助成金申請でお困りの事がありましたら、何なりとご相談下さい。（倉本）

税務予定表 <4月>

- ・固定資産税、都市計画税第1期分の納付
- ・3月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付

<5月>

- ・4月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・所得税額延納分の最終納付
- ・自動車税の納付
- ・個人住民税の特別徴収税額の通知

<6月>

- ・5月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・特別徴収住民税納期特例分（12月～5月分）の納付
- ・所得税の予定納税額の通知

6月分給与から住民税の特別徴収税額が変わりますので、給与計算の際はご注意下さい。
5月に住民税の特別徴収税額の通知書が届きます。